

(保 165)

平成 22 年 12 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 22 年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正
及び「疑義解釈資料（その 7）」の送付について

平成 22 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 22 年 3 月 16 日付日医
発第 1055 号（保 210）「平成 22 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付につ
いて」等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 22 年度診療報酬改定に関する「通知等の一
部訂正について」及び「疑義解釈資料（その 7）」が発出されましたので、ご連絡申
上げます。

【添付資料】

- ・平成 22 年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について
（平 22.12.6 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
- ・疑義解釈資料の送付について（その 7）
（平 22.12.6 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
平成22年12月6日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について

下記の通知及び事務連絡について、それぞれ別添1から別添4までのおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）（別添1）
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成22年3月5日保医発0305第7号）（別添2）
- ・特定保険医療材料の定義について（平成22年3月5日保医発0305第8号）（別添3）
- ・特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて（平成22年3月5日事務連絡）（別添4）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成22年3月5日保医発0305第1号)

別添 2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第2部 在宅医療

C001-3 歯科疾患在宅療養管理料

- (7) 歯科疾患在宅療養管理料は、区分番号B013に掲げる義歯管理料を算定している患者に対しても、歯科疾患の状況、口腔機能の評価を踏まえた口腔機能管理を行った場合は算定できる。~~ただし、無歯顎の患者であって、総義歯に係る管理を行っている患者については、軟膏等薬剤による治療が必要な口腔粘膜疾患等（「特掲診療料の施設基準等」の別表第四歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患に掲げる疾患を除く。）を有している患者であって、現に当該疾患に係る治療（有床義歯に係る治療を除く。）を行っている場合は算定できる。~~

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

第1節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M000-2 クラウン・ブリッジ維持管理料

- (4) 「注2」の「補綴関連検査」とは、区分番号D004に掲げる平行測定及び区分番号D00~~9~~~~8~~に掲げる顎運動関連検査に定める各検査をいう。

M001 歯冠形成

- (9) メタルコアで支台築造を行った前装鑄造冠、全部鑄造冠及びジャケット冠に係る失活歯歯冠形成に限り所定点数に「注~~3~~」又は「注~~4~~」の加算を加算する。

II 歯科点数表関係

| 特定診療報酬算定医療機器の区分 | 定 義 | | | 対応する診療報酬項目 |
|-----------------------|--------------------------------------|--|--|--|
| | 薬事法承認上の位置付け | | その他の条件 | |
| | 類 別 | 一般的名称 | | |
| 歯科用根管長測定器 | 機械器具(24)知覚検査又は運動機能検査用器具 | 歯科用根管長測定器 | 電氣的抵抗値により根管長の測定が可能なもの | D 000 電氣的根管長測定検査 |
| 下顎運動路描記装置 | 機械器具(24)知覚検査又は運動機能検査用器具 | 歯科用下顎運動測定器 | 三次元的に下顎の運動路を描記可能な非接触型の装置であるもの | D 009 顎運動関連検査 (下顎運動路描記法(MMG)) |
| 歯科エックス線撮影デジタル映像化処理装置 | 機械器具(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管 | デジタル式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置 歯科用デジタル式X線撮影センサ コンピューテッドラジオグラフィ | CCDセンサー又はcMOSセンサー若しくはイメージングプレートを用いてデジタル映像化処理により歯科エックス線撮影画像を得ることが可能なもの | E 100 デジタル撮影(各区分) |
| 歯科パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置 | 機械器具(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管 | アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 パノラマ用デジタル式X線センサ コンピューテッドラジオグラフィ | CCDセンサー又はcMOSセンサー若しくはイメージングプレートを用いてデジタル映像化処理により歯科パノラマ断層撮影画像を得ることが可能なもの | E 100 デジタル撮影(各区分) |
| デンタルX線撮影装置 | 機械器具(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管 | デジタル式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置 | 歯科X線撮影が可能なもの | E 100 歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織 1 単純撮影 イ 歯科エックス線撮影 |
| パノラマ断層撮影装置 | 機械器具(9)医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管 | アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 | 歯科パノラマ断層撮影が可能なもの | E 100 歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織 2 特殊撮影 イ 歯科パノラマ断層撮影 |
| 歯科用両側性筋電気刺激装置 | 機械器具(12)理学診療用器具 | 歯科用両側性筋電気刺激装置 | 顎関節の治療を目的として、電気刺激により、主として頭頸部の疼痛症状の軽減又は筋肉群を弛緩させる装置であるもの | 医H 002 運動器リハビリテーション料 |
| 齶蝕除去・窩洞形成用レーザー | 機械器具(31)医療用焼灼器 | エルビウム・ヤグレーザ 罹患象牙質除去機能付レーザー | 齶蝕歯の充填処置のための齶蝕除去及び窩洞形成を行うことが可能なものであること。 | M 001 歯冠形成 3 窩洞形成 注5 う蝕歯無痛的窩洞形成加算 M 001-2 う蝕歯即時充填形成 注1 う蝕歯無痛的窩洞形成加算 |
| 歯石除去用レーザー | 機械器具(31)医療用焼灼器 | エルビウム・ヤグレーザ | 歯肉剥離搔爬手術又は歯周組織再生誘導手術において、蒸散により歯根面の歯石除去を行うことが可能なものであること。 | J 063 歯周外科手術 4 歯肉剥離搔爬手術 5 歯周組織再生誘導手術 注5 手術時歯根面レーザー応用加算 |

特定保険医療材料の定義について
(平成22年 3 月 5 日保医発0305第 8 号)

(別表)

II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する
特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

133 血管内手術用カテーテル

(4) P T A バルーンカテーテル

③ 機能区分の定義

オ 大動脈用ステントグラフト用

i 血流遮断型（胸部及び腹部~~用~~）

ii 血流非遮断型（胸部~~用~~）

（参考）

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

| 機能区分 | | 機能区分コード | | | |
|------|-------------------|---------|-----|----|----|
| 133 | 血管内手術用カテーテル | | | | |
| (1) | 経皮的脳血管形成術用カテーテル | | | | |
| ① | 先端閉鎖型 | B002 | 133 | 01 | 01 |
| ② | 先端開放型 | B002 | 133 | 01 | 02 |
| (2) | 末梢血管用ステントセット | B002 | 133 | 02 | |
| (3) | P T Aバルーンカテーテル | | | | |
| ① | 一般型 | | | | |
| ア | 標準型 | B002 | 133 | 03 | 01 |
| イ | 特殊型 | B002 | 133 | 03 | 01 |
| ② | カッティング型 | B002 | 133 | 03 | 02 |
| ③ | 脳血管攣縮治療用 | B002 | 133 | 03 | 03 |
| ④ | 大動脈用ステントグラフト用 | | | | |
| ア | 血流遮断型（胸部及び腹部用） | B002 | 133 | 03 | 04 |
| イ | 血流非遮断型（胸部用） | B002 | 133 | 03 | 04 |
| ⑤ | スリッピング防止型 | B002 | 133 | 03 | 05 |
| (4) | 下大静脈留置フィルターセット | B002 | 133 | 04 | |
| (5) | 冠動脈灌流用カテーテル | B002 | 133 | 05 | |
| (6) | オクリュージョンカテーテル | | | | |
| ① | 標準型 | B002 | 133 | 06 | 01 |
| ② | 特殊型 | B002 | 133 | 06 | 02 |
| (7) | 血管内血栓異物除去用留置カテーテル | | | | |
| ① | 一般型 | B002 | 133 | 07 | 01 |
| ② | 頸動脈用ステント併用型 | B002 | 133 | 07 | 02 |
| (8) | 血管内異物除去用カテーテル | | | | |
| ① | 細血管用 | B002 | 133 | 08 | 01 |
| ② | 大血管用 | B002 | 133 | 08 | 02 |
| (9) | 血栓除去用カテーテル | | | | |
| ① | バルーン付き | | | | |
| ア | 一般型 | B002 | 133 | 09 | 01 |
| イ | 極細型 | B002 | 133 | 09 | 01 |
| ウ | ダブルルーメン | B002 | 133 | 09 | 01 |
| ② | 残存血栓除去用 | B002 | 133 | 09 | 02 |
| ③ | 経皮的血栓除去用 | B002 | 133 | 09 | 03 |
| (10) | 塞栓用バルーン | | | | |
| ① | バルーン | B002 | 133 | 10 | 01 |
| ② | バルーンデリバリー用カテーテル | B002 | 133 | 10 | 02 |
| (11) | 塞栓用コイル | | | | |
| ① | コイル | | | | |
| ア | 標準型 | B002 | 133 | 11 | 01 |
| イ | 機械式デタッチャブル型 | B002 | 133 | 11 | 01 |
| ウ | 電気式デタッチャブル型 | B002 | 133 | 11 | 01 |
| エ | 水圧式デタッチャブル型 | B002 | 133 | 11 | 01 |
| オ | 特殊型 | B002 | 133 | 11 | 01 |
| ② | プッシャー | B002 | 133 | 11 | 02 |
| (12) | 汎用型圧測定用プローブ | B002 | 133 | 12 | |
| (13) | 連続心拍出量測定用カテーテル | B002 | 133 | 13 | |
| (14) | 静脈弁カッター | | | | |
| ① | 切開径固定型 | B002 | 133 | 14 | 01 |
| ② | 切開径変動型 | B002 | 133 | 14 | 02 |
| (15) | 頸動脈用ステントセット | B002 | 133 | 15 | |

IV 歯科点数表の第2章第6部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

| 機能区分 | | 機能区分コード | | | |
|------|-------------------------|---------|-----|----|----|
| 002 | 中心静脈用カテーテル | | | | |
| (1) | 標準型 | | | | |
| ① | シングルルーメン | | | | |
| ア | スルーザカニューラ型 | B004 | 002 | 01 | 01 |
| イ | セルジンガー型 | B004 | 002 | 01 | 01 |
| ② | マルチルーメン | | | | |
| ア | スルーザカニューラ型 | B004 | 002 | 01 | 02 |
| イ | セルジンガー型 | B004 | 002 | 01 | 02 |
| (2) | 抗血栓性型 | B004 | 002 | 02 | |
| (3) | 極細型 | B004 | 002 | 03 | |
| (4) | カフ付き | B004 | 002 | 04 | |
| (5) | 酸素飽和度測定機能付き | B004 | 002 | 05 | |
| (6) | 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き | B004 | 002 | 06 | |

事務連絡
平成22年12月6日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その7）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）等により、平成22年4月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【医学管理等】

(問1) 入院栄養食事指導料の算定にあたり、クリティカルパス等により入院栄養食事指導に関する医師の指示が明確に示されており、医師により特別食の食事せんが作成されている場合については、改めて医師の指示を確認する必要はないと考えてよいか。

(答) その通り。

(問2) 集団栄養食事指導料の算定にあたり、クリティカルパス等により集団栄養食事指導に関する医師の指示が明確に示されているのであれば、入院時に医師が作成した特別食の食事せんをもって、指示を受けたと考えてよろしいか。

(答) その通り。

【他医療機関の受診】

(問3) 包括払い病床（療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、特定入院基本料、特定入院料を算定する病床をいう。）に入院中の患者が他医療機関を受診した場合、他医療機関は、受診日以外の投薬に係る費用を算定できないが、必要に応じて、患者が入院中の保険医療機関と合議し、当該費用を精算することは可能か。

(答) 可能である。

歯科診療報酬点数表関係

【医学管理等】

(問1) 同一月において、有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理及び義歯管理を行った後に有床義歯の新製を行った場合における義歯管理料については、当該新製有床義歯を装着するまでの期間において算定可能であると考えてよいのか。

(答) そのとおり。ただし、有床義歯床下粘膜調整処置を算定している期間においては、有床義歯管理料及び有床義歯調整管理料は算定できない。

【画像診断】

(問2) 電子画像管理加算については、第4部画像診断の通則5において、一連の撮影につき算定する取扱いとなっているが、歯髄炎を診断するために歯科用エックス線撮影を行い、その後、根管充填等異なる状態の画像診断を行うために歯科エックス線撮影を行った場合における算定方法については、各々の歯科エックス線撮影について、電子画像管理加算を算定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問3) 電子画像管理加算については、一連の撮影につき算定する取扱いであるが、歯科パノラマ断層撮影と同時に顎関節症に対してパノラマ断層撮影を行った場合において、それぞれの撮影について電子画像管理加算を算定できるか。

(答) この場合においては、一連の撮影として、第4部画像診断の通則5のロ「歯科パノラマ断層撮影の場合」のみにより算定し、それぞれの撮影について電子画像管理加算を算定することはできない。

(問4) 歯科診療において、難治性の根尖性歯周炎、根分岐部病変を有する中等度以上の歯周炎、下顎管と接触しているおそれがある下顎智歯の抜歯、顎骨嚢胞、変形性顎関節症、下顎頸部骨折、エナメル上皮腫、骨腫、集合性歯牙腫、骨浸潤を伴う悪性腫瘍等の治療を行う上で必要があつてCT撮影を行った場合の電子画像管理加算の算定方法如何。

(答) 医科点数表第4部画像診断の例により算定する。

【処置】

(問5) 「歯周病の診断と治療に関する指針（平成19年11月日本歯科医学会）」にいう歯周組織検査3の結果を踏まえて、異なる部位に対して歯周外科手術及び再SRPが必要と判断された場合であつて、当該手術及び処置が歯科医学的に適切に行われた場合は、それぞれの費用について算定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問6) 同一の歯に対する区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3 窩洞形成」と同日に必要があつて行った区分番号I001に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」の費用は、算定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問7) 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の「注2」により、当該管理料に係る届出を行った保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して2年以内に当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジを製作し、装着する場合には、補綴関連検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用は算定できない取扱いとなっているが、歯冠補綴物又はブリッジの除去に係る費用は算定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。

【診療報酬明細書】

(問8) 「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について(平成22年3月5日保医発0305第15号)」において、ヒノポロンの略称はHPとなっているが、平成22年6月30日付けで廃止となる経過措置医薬品であることから、ヒノポロン口腔用軟膏の略称については、診療報酬明細書にどのように記載すればよいか。

(答) ヒノポロン口腔用軟膏の略称については、「HPパスタ」を用いること。

医科・歯科・調剤報酬点数表関係

【処方せんの取扱い】

(問1) 平成22年4月1日より処方せんの様式が変更され、新たに都道府県番号、点数表番号及び医療機関コード欄が設けられたが、それらの記載については、平成22年9月30日までの間は省略できるとされているが、平成22年10月1日以降、旧様式の処方せんを使用してもよいか。

(答) 使用してよい。ただし、その場合には、処方せんを受け取る保険薬局が分かるように備考欄等に医療機関コード等を記載すること。

(問2) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)において、処方せんに医療機関コードを記載することとされているが、保険医療機関が遡及指定を受ける場合、指定を受け通知されるまでの間は新しい医療機関コードを処方せんに記載できないが、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」等を分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とする。

(問3) 保険薬局が受け取った処方せんに、保険医療機関が遡及指定申請中や記載漏れ等により、医療機関コードの記載がない場合には、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 保険薬局は、調剤報酬明細書を審査支払機関へ提出するまでの間に、医療機関コードを処方せんを発行した保険医療機関に確認するか、又は各地方厚生(支)局の都道府県事務所のホームページにより確認するなどして調剤報酬明細書に記載すること。

また、確認した医療機関コードについては、保険薬局で保存する処方せんにも記載をしておくこと。